

令和7年7月18日  
中部地方整備局

## 建設業法違反行為に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所：

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ①パナソニック株式会社            | 大阪府門真市大字門真1006番地    |
| ②パナソニック産機システムズ株式会社     | 東京都墨田区押上1丁目1番2号     |
| ③パナソニックマーケティングジャパン株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 |
| ④パナソニック環境エンジニアリング株式会社  | 大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号  |
| ⑤パナソニックEWエンジニアリング株式会社  | 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 |

## 2. 指名停止措置期間

- ①：令和7年7月18日から令和7年8月17日まで（1ヵ月）  
②：令和7年7月18日から令和7年9月17日まで（2ヵ月）  
③④⑤：令和7年7月18日から令和7年10月17日まで（3ヵ月）

## 3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

## 4. 事実概要

パナソニック産機システムズ（株）、パナソニックマーケティングジャパン（株）、パナソニック環境エンジニアリング（株）、パナソニックEWエンジニアリング（株）は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長又は近畿地方整備局長より、22日間の営業停止処分を受けた。

また、パナソニック（株）、パナソニックマーケティングジャパン（株）、パナソニック環境エンジニアリング（株）、パナソニックEWエンジニアリング（株）は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長又は近畿地方整備局長より、指示処分を受けた。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記5社が、建設業法の規定に違反し、関東地方整備局長又は近畿地方整備局長より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

| 措置要件                                                                                                       | 期間                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から<br>1ヶ月以上9ヶ月以内 |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

|          |                  |                  |                   |
|----------|------------------|------------------|-------------------|
| ○ 問い合わせ先 | 総務部 契約課長<br>課長補佐 | 橋本 俊也<br>渡久地 真紀子 | 電話番号（052）953-8138 |
|----------|------------------|------------------|-------------------|